

監 査 公 表

令和3年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月15日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 山 根 堂 宏
 高知市監査委員 浜 口 卓 也

令和3年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

記

指摘事項等	措置状況
防災対策部地域防災推進課 第2 外部監査の結果 2 自主防災組織体制の整備、育成及び強化 (9) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ④ 地域防災計画の規定に照らして、地区防災計画の作成に対する支援は十分に行われているか 地区防災計画制度は、平成25年の災害対策基本法改正で導入されたものであるが、市内で作成が完了したものは1件に止まっている。地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、地区防災計画の作成支援を引き続き積極的に行うべきである【意見】	防災対策部地域防災推進課 第2 外部監査の結果 2 自主防災組織体制の整備、育成及び強化 (9) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ④ 地域防災計画の規定に照らして、地区防災計画の作成に対する支援は十分に行われているか 令和4年度には久重地区と潮江南地区で地区防災計画の作成が完了し、下知地区では改訂を行いました。 地区防災計画の作成に当たっては、住民負担を考慮し、地域コミュニティ計画策定に合わせて取り組んでおります。

	<p>なお、地域コミュニティ計画策定予定がない地域についても、地区防災計画について地域の会合等にて説明し、希望する地域に対しては講習会等を開催するなどの作成支援を行っております。</p>
<p>防災対策部防災政策課 第2 外部監査の結果 4 避難場所・避難所 (7) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ① 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所は十分に確保されているか L2（地域防災計画に定める最大クラスの地震・津波。以下、「L2」という。）時の指定一般避難所の収容可能人数が不足していることから、民間施設の協力を得るなどして、十分な指定一般避難所を確保すべきである【意見】</p>	<p>防災対策部防災政策課 第2 外部監査の結果 4 避難場所・避難所 (7) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ① 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所は十分に確保されているか 御意見のとおりL2時における一般避難所の収容可能人数は不足しており、避難所確保の取組が重要と考えておりますので、引き続き、市内において民間事業者への働き掛けにより避難所を確保していくとともに、令和4年11月に仁淀川町と広域避難所協定を締結するなど、市外の避難先となる広域避難所の確保にも努めております。</p>
<p>防災対策部防災政策課 第2 外部監査の結果 4 避難場所・避難所 (7) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ② 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定は適正か</p>	<p>防災対策部防災政策課 第2 外部監査の結果 4 避難場所・避難所 (7) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ② 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定は適正か</p>

<p>津波避難ビル，津波避難タワーなどを除く指定緊急避難場所及び指定一般避難所については，市の具体的な指定基準が定められていない。法令，ガイドラインなどを参考にして，市の実情に応じた具体的な指定基準を設けるべきである【意見】</p>	<p>令和4年度に，災害対策基本法や国のガイドラインを踏まえた緊急避難場所及び避難所の指定基準を高知市地域防災計画に明記しました。</p>
<p>健康福祉部健康福祉総務課 第2 外部監査の結果 4 避難場所・避難所 (7) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ② 法令，ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして，指定緊急避難場所，指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定は適正か 指定福祉避難所の指定については，津波浸水対策として，2階以上のスペースを避難スペースとして確保している施設を優先的に検討することが市の指定基準であるが，津波避難ビルが原則として3階以上の建物を指定基準としていることに鑑みれば，基準としては緩やかであり再考の余地がある【意見】</p>	<p>健康福祉部健康福祉総務課 第2 外部監査の結果 4 避難場所・避難所 (7) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ② 法令，ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして，指定緊急避難場所，指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定は適正か 指定福祉避難所は津波警報解除後の二次避難所に位置するものであり，指定基準についても一次避難における緊急避難場所である津波避難ビルの基準とは異なるものと考えます。発生頻度の高いL1クラスの地震発生時に津波浸水の無いエリアも多くございますが，市内中心部や東部などの津波浸水エリアにつきましては，浸水深よりも高い階層に避難スペースが確保できることを要件とするよう福祉避難所への受入対象者及び指定等に関する方針の改定を行いました。 本市は山，川，海があり，地域によってもハザードが異なるため，災害の状況に応じた福</p>

	<p>祉避難所の設置ができるよう、指定交渉を進めてまいります。</p>
<p>健康福祉部健康福祉総務課 第2 外部監査の結果 4 避難場所・避難所 (7) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ② 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定は適正か</p> <p>令和3年5月20日付災害対策基本法施行規則改正により、指定福祉避難所を指定したときに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設された。従来、市は、指定福祉避難所の受入対象者の特定を行っていないところ、受入対象者を特定することは、避難者数、受入対象者への支援内容の検討や必要な物資の内容や数量の検討、さらに必要な物資の備蓄、非常用発電機などの設備の準備などを一層進めるとともに、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う障害者などの指定福祉避難所への直接の避難を促進していくことにもつながるため、受入対象者の選別・特定を進めるべきである【意見】</p>	<p>健康福祉部健康福祉総務課 第2 外部監査の結果 4 避難場所・避難所 (7) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見 ② 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定は適正か</p> <p>令和4年度に各指定福祉避難所における受入対象者の特定に向け実施した調査結果を、令和5年度から本市のホームページで公開しております。施設別の受入対象が明確になったことで、平常時には、対象者に合わせた備蓄物資の購入や個別避難計画作成に向けた取組の促進、災害時には、福祉避難所への移送が必要な対象者と受入れる施設とのマッチング作業がより円滑なものとなると考えております。</p> <p>指定福祉避難所においては、施設長の交代や運営体制の見直し等で受入対象者が変更となることも想定されますので、日々状況確認を行い、最新の受入対象者の情報を地域住民への周知できるよう、今後も取り組んでまいります。</p>
<p>防災対策部防災政策課 第2 外部監査の結果 4 避難場所・避難所 (7) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見</p>	<p>防災対策部防災政策課 第2 外部監査の結果 4 避難場所・避難所 (7) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果及び意見</p>

<p>③ 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所などの表示は適正か</p> <p>現状、表示がなされていない指定緊急避難場所、指定避難所については、JIS規格に応じた図記号の表示を用いて、わかりやすい案内板などを作成し、標識がよく見え判読しやすい場所（例えば、施設上層階の壁など）に設置するべきである。また、指定緊急避難場所以外の緊急避難場所については、指定緊急避難場所とは異なる避難場所である旨を明示するべきである【意見】</p>	<p>③ 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所などの表示は適正か</p> <p>指定緊急避難場所等の誘導標識及び表示看板については、内閣府の通知に基づき、JIS規格に応じた図記号の表示を用いて、順次設置を進めております。</p> <p>指定緊急避難場所の指定に関する手引きにおいて設置の対象は、指定緊急避難場所のみとなり、市が指定していない緊急避難場所の全ての位置等を把握することができませんので、看板等を設置して明示することは困難です。</p>
<p>防災対策部防災政策課 第2 外部監査の結果 5 備蓄体制の整備 (8) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果</p> <p>① 地域防災計画などの規定に照らして、備蓄品の品目及び数量は適正か</p> <p>飲料水に関しては、高知県備蓄方針が1日1人あたり3リットルとしているところ、市備蓄計画では、1日1人あたり0.5リットル分の備蓄となっており、心許ない。これは、耐震性非常用貯水槽の水を飲料水として利用することを想定しているためだが、耐震性非常用貯水槽の設置箇所は市内25箇所しかなく、避難場所や避難所からのアクセスは限定されている。また、耐震性非常用貯水</p>	<p>防災対策部防災政策課 第2 外部監査の結果 5 備蓄体制の整備 (8) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果</p> <p>① 地域防災計画などの規定に照らして、備蓄品の品目及び数量は適正か</p> <p>令和4年度に策定した「第3期高知市備蓄計画」において、飲料水の1人1日当たりの備蓄量をこれまでの0.5リットルから3.0リットルに変更しましたので、当該計画に基づき、指定避難所への公的備蓄を進めております。その他、耐震性非常用貯水槽や上下水道局の応急給水により、被災者の飲料水を確保します。耐震性非常用貯水槽の操作訓練については、総</p>

<p>槽の操作方法も市民には周知されていない。大地震・大津波では、着のみ着のまま避難してくる市民も多数いることが想定されることを考え合わせても、飲料水の備蓄量については、再検討すべきである【意見】</p>	<p>合防災訓練等の機会を捉えて実施してまいります。</p>
<p>防災対策部防災政策課 第2 外部監査の結果 5 備蓄体制の整備 (8) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果 ① 地域防災計画などの規定に照らして、備蓄品の品目及び数量は適正か 地震や津波の大規模災害時には、携帯電話などの使用が困難となることは東日本大震災時にも見られたことである。大規模災害時に情報を得る手段として簡便かつ有用なものとしてラジオがある。この点、高知県備蓄方針では、「ラジオ等通信機器」を「1箇所に1台」配備するとの記載がある（『高知県備蓄方針』10頁）。市でも、ラジオなどの通信機器の配備につき検討すべきである【意見】</p>	<p>防災対策部防災政策課 第2 外部監査の結果 5 備蓄体制の整備 (8) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果 ① 地域防災計画などの規定に照らして、備蓄品の品目及び数量は適正か 令和4年度に策定した「第3期高知市備蓄計画」において、津波避難ビル等の津波避難場所にラジオを配備する旨を明記しましたので、当該計画に基づき、津波避難場所に順次配備をしております。</p>
<p>防災対策部防災政策課 第2 外部監査の結果 5 備蓄体制の整備 (8) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果 ② 地域防災計画などの規定に照らして、備蓄品は、適正な場所に 備蓄され、管理されているか</p>	<p>防災対策部防災政策課 第2 外部監査の結果 5 備蓄体制の整備 (8) 外部監査の結果 イ 外部監査の結果 ② 地域防災計画などの規定に照らして、備蓄品は、適正な場所に 備蓄され、管理されているか 令和4年度に策定した「第3</p>

<p>地域防災計画が区分する指定緊急避難場所、指定避難所、大規模災害のみ開設する指定避難所及び指定福祉避難所につき、それぞれの避難場所・避難所としての特性と機能に応じた備蓄品の品目・数量の配備基準をあらためて作成し（重複して指定を受けている避難場所・避難所については品目・数量を調整した上で）、特に生活必需物資などや衛生用品について、各避難場所及び避難所に配備される品目、目標数量及び既配備量を各課横断的かつ統一的に把握した上で、広報紙やホームページなどで市民に周知する必要がある【指摘】</p>	<p>期高知市備蓄計画」において、指定避難所及び指定緊急避難場所（津波避難施設のみ）の備蓄品目、数量及び対象者等の配備基準を見直しました。</p> <p>また、令和5年度から防災政策課で備蓄品を一元管理することとし、配備した備蓄品については、ホームページで公開し、周知に努めております。</p>
<p>健康福祉部障がい福祉課 第2 外部監査の結果 6 防災啓発・防災教育 (8) 外部監査の結果 ③ 法令、例規及び地域防災計画に従い、学校などの防災教育は適切に行われているか ウ 障害者・高齢者施設の防災啓発について (1) 外部監査の結果 ① 例規及び地域防災計画に従い、障害者・高齢者施設が防災マニュアルを適切に作成しているか十分に確認・検証しているか、不備があれば適切な指導や是正を行っているか 市は、各事業所から定期的に防災マニュアルの提出を受け、当該事業所の立地する地域の実情や入所</p>	<p>健康福祉部障がい福祉課 第2 外部監査の結果 6 防災啓発・防災教育 (8) 外部監査の結果 ③ 法令、例規及び地域防災計画に従い、学校などの防災教育は適切に行われているか ウ 障害者・高齢者施設の防災啓発について (1) 外部監査の結果 ① 例規及び地域防災計画に従い、障害者・高齢者施設が防災マニュアルを適切に作成しているか十分に確認・検証しているか、不備があれば適切な指導や是正を行っているか 事業所が指定に係る申請手続を行う際、申請書等添付書類の一つである防災マニュアル等は防災対</p>

<p>者の実態を踏まえた内容となっているか全て確認・検証し、不備があれば是正指導を行う必要がある【指摘】</p>	<p>策マニュアルチェックシートの必要項目が盛り込まれていることを確認した上で提出することとしており、併せてチェック済みのチェックシートの提出も義務付けております。</p> <p>なお、提出された防災対策マニュアルについては適正であるかどうかを検証し、不備があれば是正指導を行い、指導に従わない場合は指定を行わない等の対応を取ることとしております。</p>
<p>健康福祉部障がい福祉課 第2 外部監査の結果 6 防災啓発・防災教育 (8) 外部監査の結果 ③ 法令、例規及び地域防災計画に従い、学校などの防災教育は適切に行われているか ウ 障害者・高齢者施設の防災啓発について (1) 外部監査の結果 ② 例規及び地域防災計画に従い、障害者・高齢者施設が避難訓練を適切に行っているか十分に確認・検証しているか、不十分な点があれば適切な指導や是正を行っているか 市は、各障害者施設の避難訓練の具体的な実施状況について把握していない。まずは、各施設の避難訓練の実施状況について把握した上で、避難訓練に</p>	<p>健康福祉部障がい福祉課 第2 外部監査の結果 6 防災啓発・防災教育 (8) 外部監査の結果 ③ 法令、例規及び地域防災計画に従い、学校などの防災教育は適切に行われているか ウ 障害者・高齢者施設の防災啓発について (1) 外部監査の結果 ② 例規及び地域防災計画に従い、障害者・高齢者施設が避難訓練を適切に行っているか十分に確認・検証しているか、不十分な点があれば適切な指導や是正を行っているか 事業所への実地指導の際に、各種（災害・感染症）訓練の実施状況に関する事前確認シートを活用し、各事業所における</p>

<p>おける防災マニュアルの活用方法，施設外の避難場所への避難訓練，地域と連携した避難訓練など，多種多様な避難訓練を定期的 に実施するよう，徹底した指導を行うべきである【意見】</p>	<p>避難訓練の実施状況の把握に努めております。</p> <p>また，災害時の業務継続計画（BCP）策定研修の開催や，実効性のある避難訓練実施についての周知を行うなど，事業所に対する防災啓発に取り組んでおります。</p>
--	--